

定期監査報告書

第1 準拠基準

青森市監査基準

第2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

第3 監査の対象、日程及び実施場所

次表に掲げる日程において、各部局に属する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として監査を実施した。

日 程	対 象 部 局		実 施 場 所
	部 等	課 等	
令和4年12月5日から 令和5年2月15日まで	水 道 部	総 務 課 営 業 課 上 水 道 整 備 課 横 内 浄 水 課 堤 川 浄 水 課 施 設 課 給 排 水 課 下 水 道 整 備 課 八 重 田 浄 化 セ ン タ ー 蛎 貝 ポ ン プ 場 上 下 水 道 課	・ 水道部本庁舎 ・ 監査委員室
令和5年1月6日から 同年2月6日まで	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局		・ 監査委員事務局 ・ 監査委員室

日 程	対 象 部 局		実 施 場 所
	部 等	課 等	
令和5年1月11日から 同年3月17日まで	市 民 部	市 民 協 働 推 進 課 生 活 安 心 課 人 権 男 女 共 同 参 画 課 市 民 課 浜 館 支 所 野 内 支 所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査委員事務局 ・ 監査委員室 ・ 監査対象部局執務室
令和5年1月23日から 同年3月17日まで	保 健 部	保 健 予 防 課 感 染 症 対 策 課 生 活 衛 生 課 健 康 づ くり 推 進 課 あおもり親子はぐくみプラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査委員事務局 ・ 監査委員室 ・ 監査対象部局執務室
令和5年2月2日から 同年3月20日まで	福 祉 部	福 祉 政 策 課 指 導 監 査 課 障 が い 者 支 援 課 子 育 て 支 援 課 介 護 保 険 課 高 齢 者 支 援 課 生 活 福 祉 一 課 生 活 福 祉 二 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査委員事務局 ・ 監査委員室 ・ 監査対象部局執務室

第4 監査の着眼点

- 1 現金取扱事務は適正に行われているか
- 2 金券等（切手・バスカード等）の使用及び保管管理は適正に行われているか
- 3 補助金、負担金等において、違法・不当な支出又は不適切な支出はないか
- 4 契約事務（契約方法、契約手続等）は適正に行われているか
- 5 備品の管理は適正に行われているか
- 6 公の施設の指定管理者に係る事務が適正に行われているか
- 7 滞納整理事務は適正に行われているか

第5 監査の主な実施内容

監査委員事務局の職員による予備監査（試査による書類の閲覧・証憑突合・帳簿突合などを行う書類監査又は実地において実査・立会などを行う実地監査）を実施した後、監査委員が事情聴取及び質問を行う委員監査を実施した。

第6 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、次の指摘事項を除き、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていると認められる。

指摘事項については、速やかに適切な措置を講じられたい。

【指摘事項】

- 1 金券等受払簿について、納品されたタクシーチケットの受け入れ数が記載されていない。
＜青森市公金取扱いに関する運用指針＞ (保健部 健康づくり推進課)
- 2 金券等受払簿について、購入切手枚数と受入枚数が合致していない。また、切手払出日が日付順になっていない。
＜青森市公金取扱いに関する運用指針＞ (保健部 あおもり親子はぐくみプラザ)
- 3 児童遊園等として使用している土地について、使用許可手続がとられていないものがある。
＜青森市財務規則第 197 条＞ (福祉部 福祉政策課)
- 4 金券等受払簿が青森市公金取扱いに関する運用指針に基づいて、適正に作成、決裁されていないものが散見される。
＜青森市公金取扱いに関する運用指針＞ (福祉部 福祉政策課)
- 5 委託契約について、契約者の決定の翌日から起算して 5 日以内に契約の締結がされていない。
＜青森市財務規則第 127 条第 1 項＞ (福祉部 生活福祉一課)